

新しくガソリンスタンドの営業を始める

初めてガソリンスタンドを営業し、揮発油販売業の登録を受けていない

新規登録申請

別のガソリンスタンドを経営していて、すでに揮発油販売業の登録をしている

変更登録申請

他者からガソリンスタンドを引き継ぐ

他者から建物等の設備を購入や借受などにより引き継ぐ場合

初めてガソリンスタンドを営業し、揮発油販売業の登録を受けていない

新規登録申請

※ 品質維持計画認定は引き継ぐことができません

別のガソリンスタンドを経営していて、すでに揮発油販売業の登録をしている

変更登録申請

※ 品質維持計画認定は引き継ぐことができません

相続、会社合併、会社分割、全部譲渡（※注）により引き継ぐ場合

承継届

※ 品質維持計画認定を受けている場合、認定も引き継ぐことができます

## ※ 注

ここでいう事業の全部譲渡とは、土地・建物を含む揮発油販売業の遂行のために必要なあらゆる債権債務関係等に移転させることをいいます。

例えば、以下のようなものを、前のガソリンスタンド経営者から全部引き継ぐような場合です。

### ① 設備

- 給油所
- 設備（タンク、計量器、分析設備）
- 土地・建物（賃貸借契約）

ポイント 同じ場所・同じ設備で営業が続くか

### ② 組織体制（人）

- 品質管理者
- 従業員
- 運営する組織体制

ポイント 安全管理・品質管理を含めた運営能力が引き続き存在するか

### ③ 契約関係等

- 元売・卸との調達契約
- 特約店契約
- 分析委託契約
- 賃貸借契約
- 債権や負債

ポイント 事業を支える契約関係や債権や債務をそのまま引き継ぐか